

電気通信事業法施行規則の一部改正について

(諮問第3187号)

< 目 次 >

1	諮問書	1
2	概要	2
3	省令案	10

諮問第 3187 号

令和 6 年 10 月 2 日

情報通信行政・郵政行政審議会

会長 相田 仁 殿

総務大臣 村上 誠一郎

諮 問 書

電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）第27条の3第2項第1号の規定による電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがある利益の提供に係る省令委任事項を定めるため、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）の一部を改正することとしたい。

ついては、法第169条第4号の規定に基づき、上記のことについて諮問する。



総務省

電気通信事業法施行規則の一部改正

(「競争ルールの検証に関するWG」の議論を踏まえた規定整備)

令和6年10月2日
総務省 総合通信基盤局
電気通信事業部
料金サービス課

- ◆ モバイル市場の公正な競争を促進するため、電気通信事業法第27条の3において、携帯電話事業者等に対する規律（①通信料金と端末代金の分離、②行き過ぎた囲い込みの禁止）を規定。
- ◆ 競争ルールの検証に関するWGにおいて、直近は次の事項を議論。
 - モバイル市場の競争を一層促進させるための対策（モバイル市場の寡占的な状況が継続しているため）
 - 中古端末を含む端末市場の活性化のための対策（利用者が端末をニーズに応じて多様なものから選択できるようにすることも重要であるため）
- ◆ 今般、「競争ルールの検証に関する報告書2024」が取りまとめられたところ（令和6年9月12日公表）、本報告書の内容を踏まえ、省令の改正を行う。

改正事項	現 行	改正案
不良在庫端末特例の見直し	端末割引上限規制（電気通信事業法第27条の3）における不良在庫端末の特例は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 製造が中止されていない端末 <ul style="list-style-type: none"> ・最終調達日から24か月経過で定価の半額まで割引可能 ➢ 製造が中止された端末 <ul style="list-style-type: none"> ・最終調達日から12か月経過で定価の半額まで割引可能 ・最終調達日から24か月経過で定価の8割まで割引可能 	不良在庫端末特例を以下のとおり見直す。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 製造中止有無にかかわらず、最終調達日からの期間で割引上限を規定。 ➢ 最終調達日から36か月以上経過した端末は定価まで割引可能。 ➢ 発売開始から12か月以内に最終調達となった端末は、最終調達日を発売開始から12か月後とみなす。 ➢ 不良在庫端末特例は、端末購入プログラムとの併用を認めない。
ミリ波対応端末の割引上限額の緩和	端末割引上限規制の割引の上限額は原則4万円。	ミリ波対応端末について、割引上限額を最大1.5万円引き上げる（割引上限額は原則5.5万円）。

- ◆ 2020年4月から、「電気通信市場検証会議」（座長 大橋 弘 東京大学副学長・東京大学公共政策大学院 教授）の下に開催されるWGとして、**2019年改正の電気通信事業法**（通信料金と端末代金の分離、行き過ぎた囲い込みの禁止）の**効果・影響**や、料金等の提供条件、事業者間の競争環境**等を評価・検証**し、毎年、夏頃に報告書を公表。
- ◆ 直近では、2024年6月21日に「競争ルールの検証に関する報告書2024（案）」を公表し、意見公募（6/22～7/22）を行った上で、同年9月12日に本報告書を公表。

構成員

新美 育文	明治大学 名誉教授 【主査】	佐藤 治正	甲南大学 名誉教授
相田 仁	東京大学 特命教授 【主査代理】	関口 博正	神奈川大学 経営学部 教授
大谷 和子	株式会社日本総合研究所 執行役員 法務部長	長田 三紀	情報通信消費者ネットワーク
大橋 弘	東京大学 副学長・公共政策大学院 教授	西村 暢史	中央大学 法学部 教授
北 俊一	株式会社野村総合研究所 パートナー	西村 真由美	全国消費生活相談員協会 IT研究会 代表

現状

白ロム割の規制により、経年による端末価値の低下に対応することが困難に

- ◆ 端末割引上限規制には、不良在庫端末に関する特例がある。具体的には、製造が中止されていない端末は、最終調達日から24か月経過で定価の半額までの利益提供が可能。また、製造が中止された端末は、最終調達日から12か月経過で定価の半額まで、24か月で定価の8割まで利益提供が可能。
- ◆ しかし、令和5年省令改正で白ロム割を規制したことにより、端末の販売価格を経年による端末の市場価値に対応させることができないため、不良在庫の処分が困難となる。
- ◆ グローバル端末メーカーは、製造中止の判断を必ずしも日本だけで決定するものではなく、また、日本の端末市場における価値は、MNOが調達をやめた日を起点とすることで一定程度反映できる。

見直し

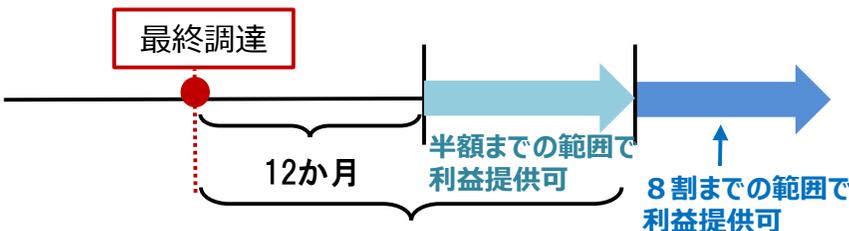
- ◆ 報告書を踏まえ、次のとおり施行規則の改正を行う。
 - 製造中止有無にかかわらず、最終調達日からの期間で割引上限を規定。
 - 最終調達日から36か月以上経過した端末は定価まで割引可能。
 - 発売開始から12か月以内に最終調達となった端末は、最終調達日を発売開始から12か月後とみなす
 - 不良在庫端末特例と端末購入プログラムの併用を認めない。

現行

【製造が中止されていない端末】

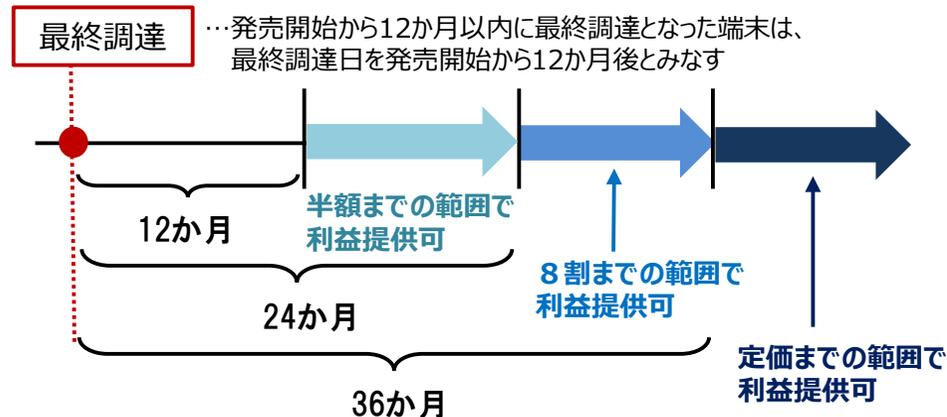


【製造が中止された端末】 24か月



改正案

【製造中止有無による区分は撤廃】



第3章 モバイル市場に係る課題

2 中古端末を含む端末市場の更なる活性化のための対策

(3) 不良在庫端末特例

ウ 考え方

(略)

現行の不良在庫端末特例は、製造が中止されているか否かによって特例の内容が異なる仕組みとなっているが、グローバル端末メーカーは、様々な国で端末を販売しており、端末の製造中止の判断を必ずしも日本の端末市場だけで決定するものではないこと、また、日本の端末市場における端末の価値は、キャリアが端末メーカーから端末調達をやめた日を起点することで一定程度反映できることに鑑みれば、**製造中止されているか否かを問わず、最終調達日からの期間で決めることが適当**である。

(略)

他方、現行制度で12か月で半額、24か月で8割と12か月単位で期間を設けていることに鑑み、不良在庫を最終処分させることを可能とさせるため、**最終調達日から36か月経過した場合は、端末割引上限規制の対象外とすることが適当**である。

ただし、事業者ヒアリングにおいて、一部のキャリアからは、不良在庫端末特例を活用するために、これまでの通常の調達と異なり、初期調達の時に大量調達することによって最終調達日を初期調達日とする潜脱行為を行う可能性がある旨指摘があったところ、仮にそのような潜脱行為が行われる場合、適正な調達ではなく過剰調達となる可能性が高くなるおそれがあり、かえて不良在庫を助長させてしまうおそれがある。このため、このような不良在庫端末特例の趣旨にそぐわない行為を防ぐ必要があるところ、主な端末の最初の調達日から最終調達日までの期間の平均が約12か月であったことを踏まえれば、**発売開始から12か月以内に最終調達となった端末については、最終調達日を発売開始から12か月後とみなすことが適当**である。

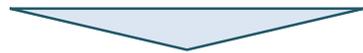
加えて、本来、不良在庫を発生させないよう適正な調達を行うことが重要であり、不良在庫端末特例はその名のとおりにあくまでも不良在庫となる端末を特例として処分させることを目的とするものであることを踏まえれば、販売する端末に将来的な価値をみだし、将来時点において端末の買取りを行うこと等を約するプログラムである端末購入プログラムと併用することは適当ではなく、**不良在庫端末特例を活用する場合は端末購入プログラムとの併用を認めないことが適当**である。

(略)

現状

ミリ波の普及とミリ波対応端末の普及は「鶏と卵」

- ◆ 5Gの普及には高周波のミリ波が重要であるが、ミリ波は、インフラ整備、端末、そしてユースケースが「鶏と卵」の関係となっており、現時点では十分普及していない。（スマートフォン出荷に占めるミリ波対応端末の割合は5.2%（2023年））
- ◆ 端末のミリ波対応には追加コストがかかるが、利用可能なエリアがまだ限られている現状では、利用者は追加コストを支払ってミリ波対応端末を購入するインセンティブが乏しい。
- ◆ このように利用者のメリットが大きい時期は、事業者負担によりミリ波対応端末を利用できるようにすることが必要であるが、端末割引上限規制により事業者負担に上限が設けられている。

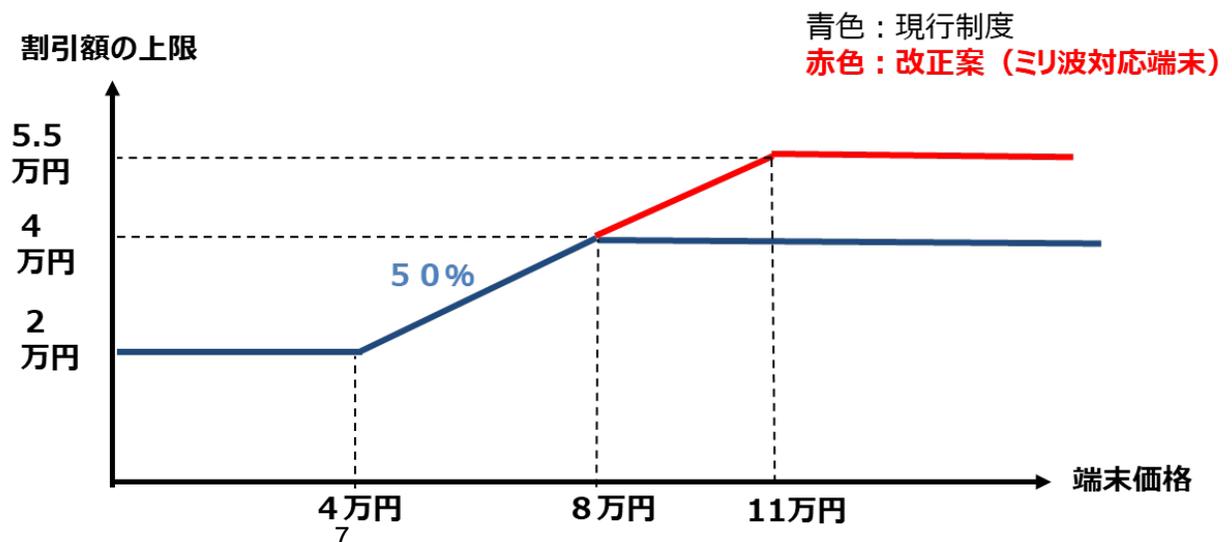


見直し

- ◆ 報告書を踏まえ、次のとおり施行規則の改正を行う。
 - ミリ波対応端末の割引上限額を、時限的に最大1.5万円※引き上げる（定価の50%を超えない範囲で、原則4万円から5.5万円に緩和。）。

※国内におけるミリ波対応端末と非対応端末の同機種価格差の平均が約1.7万円であることを踏まえたもの。

端末の割引上限額



第3章 モバイル市場に係る課題

2 中古端末を含む端末市場の更なる活性化のための対策

(4) ミリ波対応端末

ウ 考え方

(略)

【ミリ波対応端末の割引上限額】

ミリ波対応端末の普及促進の観点からは、割引上限は高いほうが効果は大きいと考えられるが、一方で、大幅に割引上限額を緩和することとした場合、転売ヤー等の問題が生じる可能性や、MVNOへの影響も大きくなる可能性がある。このため、ミリ波対応端末普及に必要な額を緩和することとし、具体的には、ミリ波対応に伴う端末販売価格上昇分に対応することができる額とすることが適当である。

この点、端末販売価格は複合的な要因で決まるものであるが、国内におけるミリ波対応端末と非対応端末の同機種の場合の価格差の平均が約1.7万円だったことを踏まえ、当該価格差をミリ波対応に伴う端末販売価格上昇分とみなし、**ミリ波端末の割引上限額を1.5万円緩和することが適当**である。

ただし、現行制度では、いわゆる「転売ヤー」や「1円端末」等の問題が発生することを防ぐ等のため、原則、対照価格の50%を超える割引を行わないようにしているところ（割引上限は原則4万円であるが、対照価格が4万円から8万円までの場合は、対照価格の50%としている。）、**現行制度と同様に、「転売ヤー」や「1円端末」等の問題が発生することを防ぐ等の観点から、ミリ波対応端末であっても、割引上限は対照価格の50%を超えないようにすることが適当**である。

(略)

【ミリ波対応端末の割引上限の特例の終了タイミング】

ミリ波対応端末の普及促進を目的とするものであるため、**ミリ波対応端末が普及した場合には、この特例を終了することが適当**ではないか。また、特例終了の予見可能性を高めるために、特例終了のタイミングを事前に決めておくことが適当である。

(略)

具体的には、ストックベースでのミリ波対応端末の普及率が50%を超えた場合には特例を終了することが適当である。

(略)

ただし、これらの緩和額や実施期間については、政策の効果を検証し必要に応じて見直しの検討を行うことが適当である。

2024年			
10月	11月	12月	
<p>電気通信 事業部会</p> <p>10/2</p> <p>▲ 諮問</p>	<p>電気通信 事業部会</p> <p>11月下旬</p> <p>▲ 答申</p>	<p>12月上旬</p> <p>▲ 公布</p>	<p>12/26</p> <p>▲ 施行</p>
<p>意見募集 (10/5 ~ 11/5)</p>			

○総務省令第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二十七条の三第二項第一号の規定に基づき、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年 月 日

総務大臣 村上 誠一郎

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

(電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれのある利益の提供)
第二十二條の二の十六 法第二十七條の三第二項第一号の総務省令で定める利益の提供は、次に掲げる利益の提供とする。

〔一 略〕

二 対象設備の購入等を行うこと又は新たに移動電気通信役務の提供に関する契約を締結すること(新たに移動電気通信役務の提供に関する契約を締結することとなることを含む。)を条件(前号に規定する条件を除く。)とする前号イからニまでに掲げる利益の提供であつて、当該利益の提供により利用者が受けることとなる利益の額と、当該利益の提供を受けるために必要となる契約に関して約し、又は約させる同号イからニまでに掲げる利益の提供により利用者が受けることとなる当該利益の額以外の利益の額との合計額(法第二十七條の三第一項の規定により指定された電気通信事業者が提供する移動電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務を行う届出媒介等業務受託者が当該利用者に対して当該利益の提供を受けるために必要となる契約に関して約し、又は約させる第四十條の二において準用する同号イからニまでに掲げる利益の提供により利用者が受けることとなる利益の額を含む。以下この号において「合計利益提供額」という。)が、四万円(利益の提供を約し、又は約させる日(イ及びロにおいて「利益提供日」という。)における対象設備の対照価格が二万円を超え八万円以下である場合には、当該対象設備の対照価格の五割に相当する額又は二万円のいずれか高い額、対象設備の対照価格が二万円以下である場合には、当該対象設備の対照価格)と当該対象設備の対照価格から当該対象設備の先行同型機種(当該対象設備の販売等が開始される前に販売等が開始された同一の製造事業者の同型機種をいう。)を電気通信事業者が利用者から譲り受ける際に当該利用者に対して提供することとしている対価の額を減じて得た額とのいずれか低い額を超えるもの。ただし、次に掲げるものを除く。

イ 対象設備が次の(1)から(3)までに掲げるものである場合(当該対象設備を制賦販売の方法により販売する場合であつて、将来の一定の時期において利用者から譲り受けることにより、当該対象設備に係る残存債務を免除する条件を約し、又は約させるときを除く。)において、合計利益提供額が当該(1)から(3)までに定める額を超えないもの

(1) 利益提供日において当該対象設備と同一の機種の電気通信設備の最終調達日(当該電気通信事業者が電気通信設備が最後に納入された日をいい、当該最後に納入された日が当該電気通信設備の販売等が開始された日から十二月を経過した日より前の日である場合には、当該販売等が開始された日から十二月を経過した日をいう。以下このイにおいて同じ。)から十二月が経過している対象設備(2)及び(3)に掲げるものを除く。 当該対象設備の対照価格の半額に相当する額

(2) 利益提供日において当該対象設備と同一の機種の電気通信設備の最終調達日から二十四月が経過している対象設備(3)に掲げるものを除く。 当該対象設備の対照価格の八割に相当する額

(3) 利益提供日において当該対象設備と同一の機種の電気通信設備の最終調達日から三十六月が経過している対象設備 当該対象設備の対照価格に相当する額

〔ロ・ハ 略〕

(電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれのある利益の提供)
第二十二條の二の十六 「同上」

〔一 同上〕
〔二 同上〕

イ 対象設備が次の(1)から(3)までに掲げるものである場合において、合計利益提供額が当該(1)から(3)までに定める額を超えないもの。

(1) 利益提供日において当該対象設備と同一の機種の電気通信設備の最終調達日(当該電気通信事業者が電気通信設備が最後に納入された日をいい、当該最後に納入された日が当該電気通信設備の販売等が開始された日以前である場合には、当該販売等が開始された日をいう。以下このイにおいて同じ。)から二十四月が経過している対象設備(2)及び(3)に掲げるものを除く。 当該対象設備の対照価格の半額に相当する額

(2) 製造事業者による製造が中止された対象設備であつて、利益提供日において当該対象設備と同一の機種の電気通信設備の最終調達日から十二月が経過しているもの(3)に掲げるものを除く。 当該対象設備の対照価格の半額に相当する額

(3) 製造事業者による製造が中止された対象設備であつて、利益提供日において当該対象設備と同一の機種の電気通信設備の最終調達日から二十四月が経過しているもの 当該対象設備の対照価格の八割に相当する額

〔ロ・ハ 同上〕

<p>〔2 略〕 附 則 〔1〕3 略</p> <p>4 第二十二條の二の十六第一項第一号に規定する対象設備が無線設備規則第四十九條の六の十二第二項で定める条件に適合する無線設備である場合における第二十二條の二の十六第一項第二号の規定の適用については、当分の間、同号中「四万円」とあるのは「五万五千円」と、「八万円」とあるのは「十一万円」とする。</p>	<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	<p>〔2 同上〕 附 則 〔1〕3 同上 〔新設〕</p>	
---	---	--	--

附 則

この省令は、令和六年十二月二十六日から施行する。